経税部だより

富の「逆再分配」を促進する 消費税増税は中止せよ！

税理士　佐飛　淳一

はじめに

今年4月より消費税率が8％へ引き上げられようとしている。14年10月には10％への引き上げも予定されている。消費税は導入時には「福祉のため」とうたわれ、現在はさらに「財政の安定のため」との理由もつけ加えられている。また、財政収入に占める直接税と間接税の比率を是正する為として、直接税である法人税や所得については減税を行い、間接税である消費税を導入してきた。

導入当時、政府の税制調査会の会長である加藤寛慶応大学教授は、ある雑誌で「消費税は『福祉のため』と言えば国民が納得するので言った。しかし、本当の目的はそうではない」と述べた。消費税は「ウソとごまかし」で導入されたのである。

医療や年金などの福祉政策は大きく後退している。給付は削減され、保険料等の患者や利用者の負担は増加している。

消費税は庶民から所得を取り上げ、大企業や資産家への公共事業や減税の財源とする、「所得の逆再分配」を目的とした税制である（図1）。それ故、貧富の格差を一層拡大する税制でもある。

偽装された増税決定

昨年10月、安倍政権は消費税率を8％へ引き上げることを決めた。4月から6月の経済指標が好調との判断によるものである。12年12月の総選挙で大勝した自民党は、公明党と安倍内閣を組み、13兆円の大型補正予算を実施した。その効果が4月から6月の経済指標にあらわれたのである。政策的に作られた景気回復であり、消費税増税の「アリバイづくり」であったと言える。

安倍政権は消費税増税による景気の失速を心配して、5兆円の景気対策を決めた。消費税の増税は、国と地方をあわせて8兆円、これに対する景気対策は5兆円。別途法人に対する震災の為の復興特別税の廃止、約1兆円減税も決定した。何のことはない、庶民から8兆円すいあげて、大企業や資産家の為に6兆円をバラまくのである。こんなことでは庶民の暮らしは苦しくなり、景気が悪化することは目にみえている。消費税増税の中止こそが、庶民の暮らしにとっても、景気対策としても、現在行える最良の策であると考える。

財政赤字の「真犯人」は

消費税増税の理由に財政の安定化がある。国会では14年度予算の議論がはじまる。マスコミは、財政赤字の原因が福祉予算や国民の高齢化にあるかの様に報道する。しかし、財政赤字を、膨大なる国の借金をつくり出した「真犯人」は、時の自民党政権であり、その失政である。さらに、公共事業や減税の恩恵を享受した財界である。

図2を見ていただきたい。棒グラフが国債の発行高である。国債が増えるのは、97年の橋本政権での5％への消費税増税の後、01年の小泉政権での構造改革の実施の後、08年のリーマンショックの後である。国債が増えたのは自民党政権の失政により、借金として大型予算を組まざるを得なかったからである。また、この間、大企業や資産家には減税が行われてもきた。福祉予算や高齢者の人口が急激に増えたのではない。

憲法25条は、福祉予算を無条件に最優先すべきことを政府に命令している。

大企業は消費税を1円も負担していない

消費税は、最終的には消費者の負担となる。消費者は消費税分価格の高いものを買うことになる。私が車の販売店とする。80万円で仕入れた車を100万円で販売する。話の簡略化のため経費はゼロとする。利益は売り上げ100万円マイナス仕入80万円で、20万円となる（図3①）。

5％の消費税とすると、売上代金は、車の100万円と消費税5万円で合計105万円となる。消費者は消費税分高い車を買うことになる。

消費税は、事業者が申告・納税する税金である。私は売上の消費税分5万円を税務署に申告・納税するかというと、そうではない。車の仕入について、仕入代金80万円とその消費税分4万円を支払っている。私が申告・納税する消費税は、売上で集金した消費税5万円から仕入で支払った消費税4万円を差し引いた1万円である。車の販売業については、消費税抜きで計算すると、売上100万円と仕入80万円で差引20万円の利益となり、消費税導入前と同じである（図3②）。

売上代金に消費税分を上乗せすることを「消費税の転嫁」と言う。仕入や経費について消費税を支払っていても、売上代金に消費税を転嫁すれば利益は消費税導入前と変わらない。利益が減ることは無いのである。

消費税分を売上に上乗せできないとどうなるか。

消費税が転嫁できず売上代金としては100万円集金。仕入については消費税4万円加えて84万円支払うとする。消費税法では、集金した100万円が消費税込の売上代金とみなされる。車の代金が95・2万円、消費税が4・8万円とみなされるのである。消費税の申告・納税は、売上の消費税4・8万円から仕入の消費税4万円を差し引いた8千円となる。車販売業については、売上95・2万円から仕入80万円を差し引いて、15・2万円の利益となる（図3③）。売上の消費税4・8万円分の利益が減少となる。20万円の利益で私の暮らしが成り立っていたとすると、15・2万円の利益では暮らしていけない。納税すべき8千円の消費税についても滞納とならざるをえない。

12年度の国税新規発生滞納税額5934億円の半分以上が消費税の滞納である。

以上のように、消費税は売り上げに転嫁できれば事業主は1円も負担する必要はない。逆に、転嫁できないと、その分利益を減らすことになる（赤字の場合はさらに赤字が大きくなる）。転嫁については消費税法は何の法的保障を与えていない。転嫁できるか否かは企業の経済力の大きさに左右されるのである。大企業は転嫁が容易であり、中小零細な事業者ほど困難となる。

こうしてみると、消費税を実質上負担しているのは、消費者と中小零細な事業者と言える。経済力のある大企業は、消費税を1円も負担していないのである。むしろ法人税の減税によって、大企業は大きな恩恵を受けている。

消費税は庶民から広くうすく富を取り上げ、その税収を減税として大企業に分配する、「富の逆再分配」の税制であり、経済格差を一層拡大する税制と言える。

増税中止！税金は応能負担で！

国の財政の目的は、①経済の安定化、②資源の適正配分、③富の再分配である。このことが必要なのは資本主義経済体制の下では、景気の変動や貧富の格差が常に起こりうるからである。

富の逆再分配をもたらす消費税増税は本来の財政の目的に真っ向から反すると言える。消費税は庶民から富を取り上げ、大企業や資産家に分配する税制である。今必要なのは、消費税増税を中止し、応能負担原則に基づいて税制を再構築することと考える。

（終わり）

図１　消費税収と法人３税減収額の推移

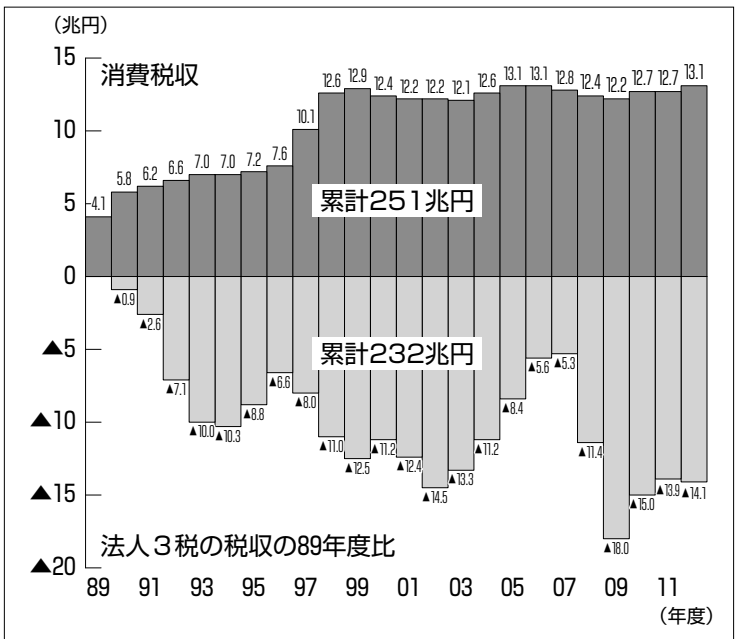

（注）2010年度までは決算額、2011年度は決算見込み額、2012年度は予算額
「消費税」には「消費譲与税」「地方消費税」を含む。「法人３税」は法人税、法人住民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）
資料：国・地方の決算および予算（財務省及び総務省資料）

図２　国の一般会計予算の推移

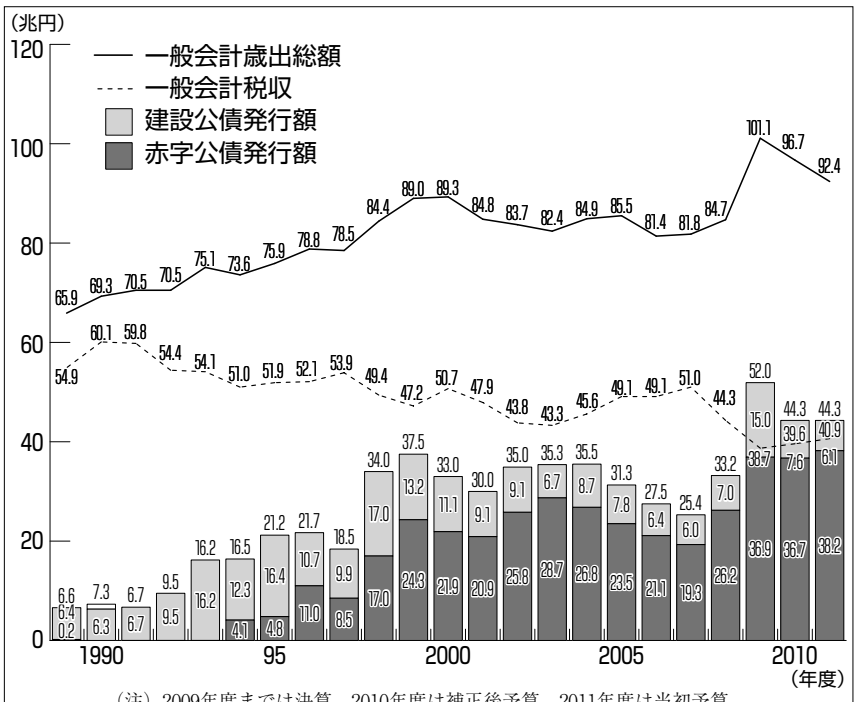

（注）2009年度までは決算、2010年度は補正後予算、2011年度は当初予算
（資料）財務省ホームページ

図３ 消費税転嫁の有無による利益の変化

①消費税導入前

売上	100
仕入	80
利益	20

②消費税導入（５％）転嫁すれば負担ゼロ

売上	100	＋	5	＝	105
仕入	80	＋	4	＝	84
利益	20		1	→納税	

③消費税を転嫁できないと消費税分利益が減る

売上	95.2	＋	4.8	＝	100
仕入	80	＋	4	＝	84
利益	15.2		0.8	→納税	